



TOPICS VOL. 163

オフィス 人事サポート

代表・特定社会保険労務士 山口 徹実

URL <http://co-js.com/> E-mail info@co-js.com TEL 028-643-8000 FAX 028-643-8530

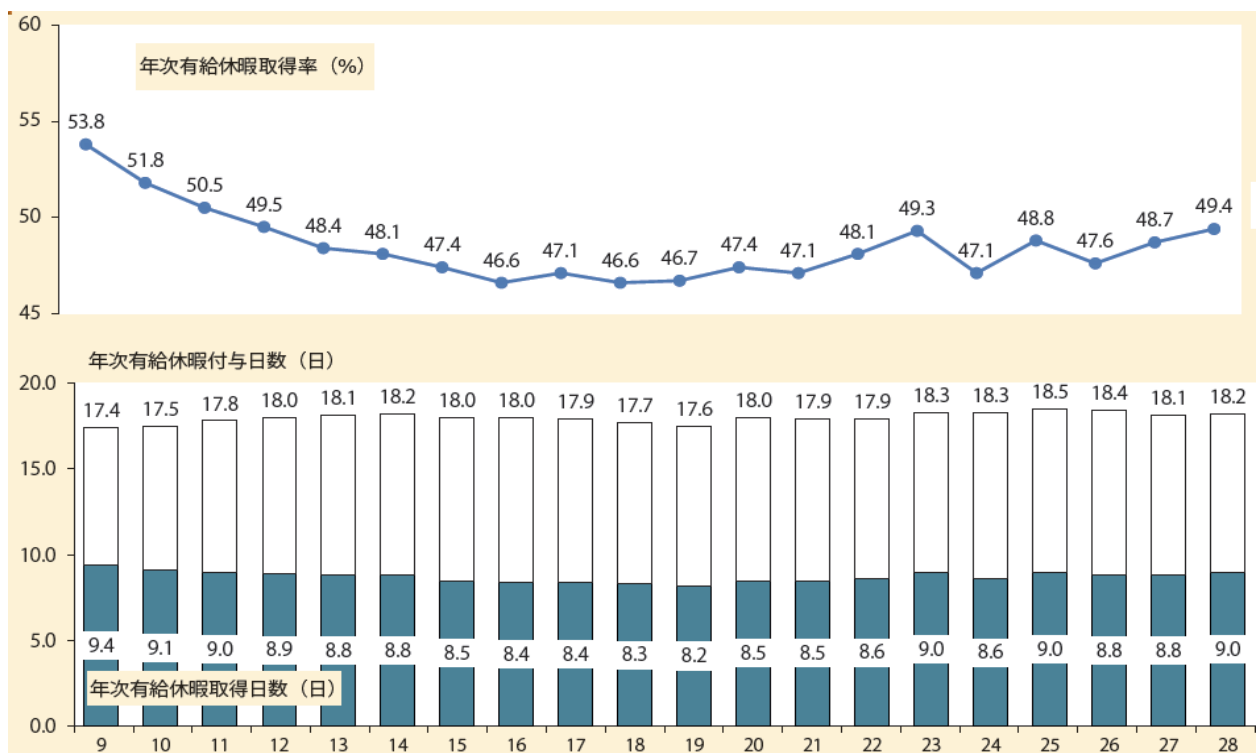


■ ■ 「年次有給休暇の取得状況等について」 ■ ■

「働き方改革法案」の成立により、労働基準法が改正され、その一つとして来年の4月1日から「年次有給休暇が年10日以上ある従業員については、最低でも5日以上を与えること」が義務付けられました。この義務違反については、30万円以下の罰金が課されるおまけ付きです。使用者が従業員に強制的に休みを取らせることへの違和感もありますが、そうでなければ、日本の「休まない文化」「休めない事情」「休ませない組織」は変わらないからでしょう。今回は、この年次有給休暇の現状についてレポートします。

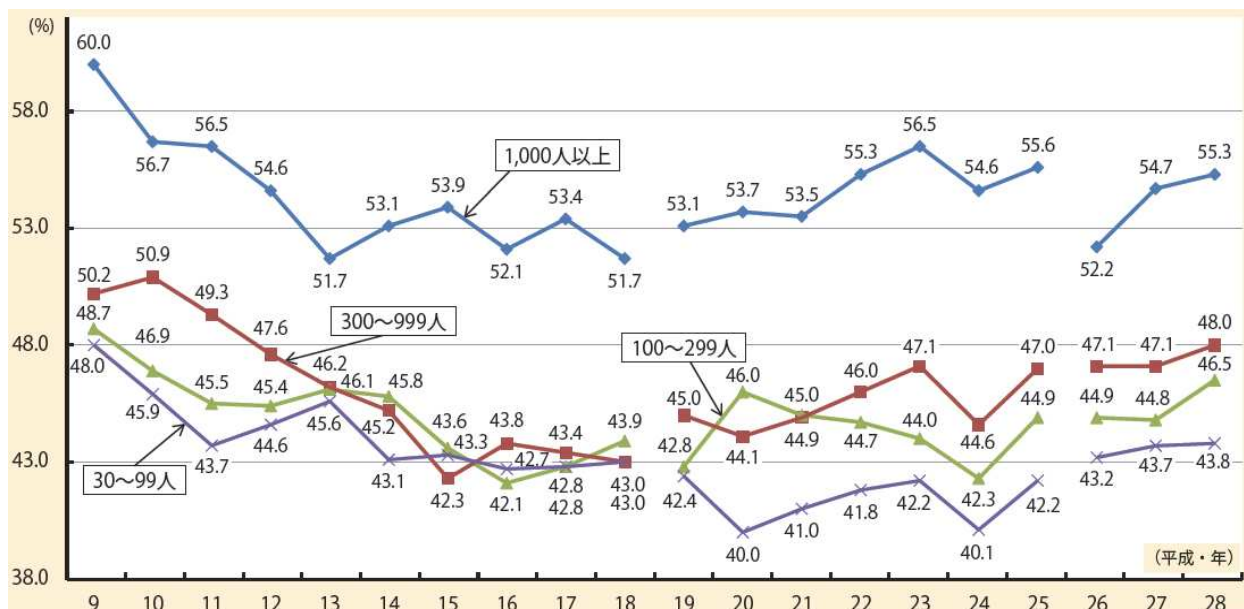
1. 取得率・付与日数・取得日の推移（厚労省「就労条件総合調査」より）

付与日数は長期的に微増傾向にあり、取得日数は平成20（2008）年代に入って増減しながらも微増傾向にあります。また、取得率は、平成12（2000）年から5割を下回る水準で推移しています。なお、「過労死等防止のための対策に関する大綱」においては2020年までに年次有給休暇取得率70%以上を目標としています。現状を鑑みれば、一寸、遠い目標数字ですね。



2. 平均取得率の推移（厚労省「賃金労働時間制度等総合調査」より）

企業規模別に労働者一人当たりの平均取得率をみると、平成22（2010）年以降は規模が大きいほど、その取得率は高くなっています。なお、平成28（2016）年の産業別で見ると「電気・熱供給・水道業」、「複合サービス事業」、「情報通信業」、「学術研究・専門・技術サービス業」が高く、逆に「宿泊業・飲食サービス業」、「卸売業・小売業」が低くなっています。



3. 「計画的付与」制度がある企業割合の推移（厚労省「就労条件総合調査」より）

年次有給休暇の「計画的付与」とは、「使用者と労働者の労使協定があれば、年次有給休暇のうち5日を超える部分については、使用者が予めその与える時季を計画して労働者に与えることができる。」という労基法で定められている制度です。

この制度がある企業の割合をみると、平成29（2017）年は全体で18.4%となっています。また、企業規模別にみると、規模が大きいほど計画的付与制度がある企業の割合が高くなっている状況です。まだまだその利用率は少ないようです。



まずは、各従業員の年次有休取得日数を確認してみましょう。取得日数5日以下の従業員が多いようであるならば、「計画的付与」を始めとした早急の対策が必要となります。

以上